



市 章

大津市公報

平 成 2 4 年 7 月 1 7 日
第 2 1 1 0 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
99	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 1
100	大津市防災行政無線局管理運用規則の一部を改正する規則..... 1
告 示	
149	道路の区域の変更について..... 2
150	道路の供用の開始について..... 2
160	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出について..... 2
161	生活保護法による指定医療機関の指定等について..... 3
162	生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について..... 3
163	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出について..... 3
164	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について..... 4
165	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について..... 4
公 告	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
教 育 委 員 会 規 則	
14	大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則..... 5
教 育 委 員 会 訓 令	
3	大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正..... 5

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 7月17日

大津市長 越 直 美

大津市規則第99号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則
大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。
別表第7項の表私道整備工事補助金の項の前に次のように加える。

人にやさしいバス導入促進事業補助金	路線バス事業者等が路線定期運行の用に供するノンステップバスを購入するのに要する経費の一部を補助し、もって公共交通のバリアフリー化を推進すること。
-------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市防災行政無線局管理運用規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 7月17日

大津市長 越 直 美

大津市規則第100号

大津市防災行政無線局管理運用規則の一部を改正する規則
大津市防災行政無線局管理運用規則（平成18年規則第88号）の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「第23条第1項」を「第23条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大津市告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成24年7月2日から同月17日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
平成24年7月2日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	変更の 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道北3015号線	大津市仰木七丁目字生甫6554番1地先から 大津市仰木七丁目字生甫6554番1地先まで	変更前	最小 3.2～最大 4.8	11.5
		変更後	最小 4.4～最大 6.5	11.5
市道南2306号線	大津市唐橋町94番1地先から 大津市唐橋町94番1地先まで	変更前	最小 2.8～最大 3.9	32.0
		変更後	最小 3.5～最大 5.3	32.0
市道南2312号線	大津市唐橋町94番1地先から 大津市唐橋町94番1地先まで	変更前	最小 2.4～最大 2.6	17.0
		変更後	3.2	17.0

(平成24年7月2日掲示済)

大津市告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成24年7月2日から同月17日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
平成24年7月2日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	供用開始年月日
市道北3015号線	大津市仰木七丁目字生甫6554番1地先から 大津市仰木七丁目字生甫6554番1地先まで	平成24年7月2日
市道北4312号線	大津市苗鹿二丁目字袖田23番2地先から 大津市苗鹿二丁目字袖田28番1地先まで	平成24年7月2日
市道南2306号線	大津市唐橋町94番1地先から 大津市唐橋町94番1地先まで	平成24年7月2日
市道南2312号線	大津市唐橋町94番1地先から 大津市唐橋町94番1地先まで	平成24年7月2日

(平成24年7月2日掲示済)

大津市告示第160号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから名称の変更の届出があった。

平成24年7月17日

大津市長 越 直 美

名 称		所 在 地	自 立 支 援 医療の種類	医療の 種 類	変更年月日
変更前	変更後				
ツジ薬局ヒカリ 屋店	福德寿薬局	大津市一里山一丁目3番1号	育成医療及び 更生医療	薬局	平成24年 4月9日

大津市告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月17日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の種 別	指定年月日
白瀬歯科医院	大津市国分一丁目14番10号	白瀬 浩太郎	歯科	平成24年4月1日
訪問看護ステーションあゆみ	大津市坂本一丁目8番5号	医療法人明和会琵琶湖病院	訪看	平成24年6月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	届 出 者	指定の種 別	廃止年月日
医療法人緑生会中山病院	大津市大石淀三丁目8番23号	医療法人緑生会	医科	平成24年3月31日
白瀬歯科医院	大津市国分一丁目14番10号	白瀬 学	歯科	平成24年3月31日

大津市告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月17日

大津市長 越 直 美

施術者氏名	施 術 者 住 所	施術所名称	施 術 所 所 在 地	施術の種 別	指定年月日
近藤 智之	大津市湖青一丁目7番地4	湖青鍼灸整骨院	大津市湖青一丁目7番地4	柔道 整復	平成24年5月25日

大津市告示第163号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成24年7月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
医療法人幸生会琵琶湖中央病院訪問介護センター	大津市御殿浜20番2号	医療法人幸生会 理事長 坂口 昇	大津市御殿浜22番33号	訪問介護	2570102745	平成24年6月1日
アクティバ琵琶デイサービスセンター	大津市雄琴六丁目11番8号	アクティバ株式会社 代表取締役 渡邊 信義	大津市雄琴六丁目17番17号	通所介護	2570100053	平成24年7月1日
アクティバ琵琶ショートステイセンター	大津市雄琴六丁目11番8号	アクティバ株式会社 代表取締役 渡邊 信義	大津市雄琴六丁目17番17号	短期入所生活介護	2570100053	平成24年7月1日
アクティバ琵琶	大津市雄琴六丁目17番17号	アクティバ株式会社 代表取締役 渡邊 信義	大津市雄琴六丁目17番17号	特定施設入居者生活介護	2570100053	平成24年7月1日

玉の浦ふれあい介護支援センター	大津市玉野浦 11番1号	株式会社ふれあい・ きんぞう 代表取締役 安土 孝夫	大津市瀬田一 丁目25番12号	訪問介護	2570103131	平成24年 7月31日
-----------------	-----------------	-------------------------------------	--------------------	------	------------	----------------

大津市告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成24年7月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び 代表者の氏名	主たる事務所の 所在地	サービスの種類	介護保険 事業所番号	廃止年月日
アクティバ琵琶居宅介護支援センター	大津市雄琴六 丁目11番8号	アクティバ株式会社 代表取締役 渡邊 信義	大津市雄琴六 丁目17番17号	居宅介護支援	2570100053	平成24年 7月1日
玉の浦ふれあい介護支援センター	大津市玉野浦 11番1号	株式会社ふれあい・ きんぞう 代表取締役 安土 孝夫	大津市瀬田一 丁目25番12号	居宅介護支援	2570103131	平成24年 7月31日

大津市告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成24年7月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び 代表者の氏名	主たる事務所の 所在地	サービスの種類	介護保険 事業所番号	廃止年月日
医療法人幸生会琵琶湖中央病院訪問介護センター	大津市御殿浜 20番2号	医療法人幸生会 理事長 坂口 昇	大津市御殿浜 22番33号	介護予防訪問介護	2570102745	平成24年 6月1日
アクティバ琵琶デイサービスセンター	大津市雄琴六 丁目11番8号	アクティバ株式会社 代表取締役 渡邊 信義	大津市雄琴六 丁目17番17号	介護予防通所介護	2570100053	平成24年 7月1日
アクティバ琵琶ショートステイセンター	大津市雄琴六 丁目11番8号	アクティバ株式会社 代表取締役 渡邊 信義	大津市雄琴六 丁目17番17号	介護予防短期入所生活介護	2570100053	平成24年 7月1日
アクティバ琵琶	大津市雄琴六 丁目17番17号	アクティバ株式会社 代表取締役 渡邊 信義	大津市雄琴六 丁目17番17号	介護予防特定施設入居者生活介護	2570100053	平成24年 7月1日
玉の浦ふれあい介護支援センター	大津市玉野浦 11番1号	株式会社ふれあい・ きんぞう 代表取締役 安土 孝夫	大津市瀬田一 丁目25番12号	介護予防訪問介護	2570103131	平成24年 7月31日

公 告

内旅行を除く。)の命令及び依頼並びにその復命の受理			を
外国旅行の実施の決定、旅行(才以外の市内旅行を除く。)の命令及び依頼並びにその復命の受理		教育総務課長(ただし、外国旅行の実施の決定及びその復命の受理の場合並びに職員以外の者に対する旅行の依頼の場合に限る。)	政策調整部長(国際交流室長)総務部長(職員課長)(ただし、政策調整部長及び国際交流室長の合議は外国旅行の実施の決定及びその復命の受理の場合に、総務部長及び職員課長の合議は外国旅行の実施の決定の場合に限る。)

改め、同項第 4 号才中「教育総務課長」を削り、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この訓令は、平成24年7月17日から施行する。